

別紙第2

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、鹿児島県職員の給与に関する条例、鹿児島県学校職員の給与に関する条例、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例等を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

(2) 期末手当・勤勉手当

ア 令和元年12月期の支給割合

期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

イ 令和2年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

(3) 住居手当

住居手当の支給月額を人事院勧告の内容に準じて改定すること。

2 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のアについては令和元年12月1日から、1の(2)のイ及び1の(3)については令和2年4月1日から実施すること。

(2) 住居手当の支給に関する経過措置

令和2年3月31日において職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当を支給されていた職員であって、1の(3)の改定に伴い、当該住居手当の支給月額が1,000円を超えて減ぜられることとなる職員等については、同年4月1日から令和5年3月31日までの間、報告で言及した趣旨を踏まえ、所要の経過措置を講ずること。